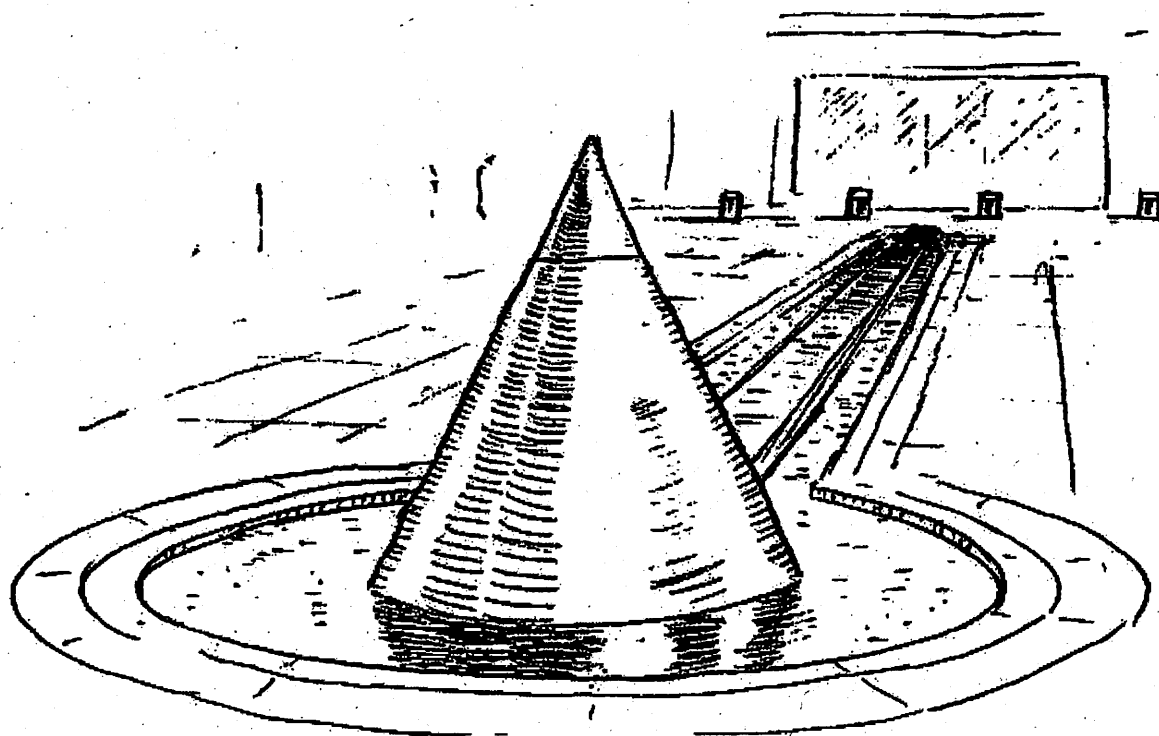


修習生活へのオリエンテーション



令和3年2月

司法研修所

は し が き

この「修習生活へのオリエンテーション」は、司法修習生としての基本的な心構えや、修習生活におけるルール等を説明したものです。

この冊子をよく読み、内容を十分理解するとともに、これからの修習生活においても、常に手元に置き、折に触れて読み返し、修習生活に役立ててください。

令和3年2月

司法研修所事務局長

目 次

司法修習生としての心構え	1
・ 修習の目的	1
・ 修習に対する基本的態度	1
進路について	2
・ 社会人としての司法修習生	3
司法修習生の身分等	4
・ 司法修習生に対する監督	4
考試について	5
修習生活におけるルール	6
・ 司法修習生の義務等	6
修習専念義務	6
兼職・兼業の禁止	6
守秘義務	7
非違行為等	9
・ 欠席について	11
出席を要する日の場合	11
自由研究日の場合	11
欠席と修習終了の関係	12

欠席と成績の関係	13
欠席と正当な理由	13
修習内容と欠席	14
欠席の具体例	15
承認を得ない欠席	16
修習の停止と欠席	17

・ 旅 行	18
外国旅行	18
旅行と欠席	19

健康管理.....	20
-----------	----

修習生活におけるマナー.....	21
------------------	----

司法修習生としての心構え

修習の目的

「高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官又は弁護士にふさわしい品位と能力を備える」（司法修習生に関する規則4条）

修習に対する基本的態度

司法研修所は、「法曹」というプロフェッションを養成する機関です。法曹は、国民の権利義務に直接関わる重要な仕事に携わる者であり、法律に関する高度な能力と高い職業倫理の双方が求められます。したがって、法曹に至る道程には、相応の厳しさが要求されるのは当然です。

司法試験に合格したからといって、直ちにプロフェッションとしての法律家として通用するものではなく、司法修習を受けるのに必要な法律に関する知識と思考力を有することが認められたにすぎません。これから、司法修習において、配属庁会における実務修習や司法研修所での集合修習等を行う中で、法曹として最低限必要な法律実務についての基本的知識と技法、法曹としての職業意識を身に付けて初めて、法曹としてのスタートラインに立つことができるのです。

司法修習では、修習を終えた後に修習の成果を社会に還元することができるよう、幅広い分野で活動する法曹に共通して必要とされ

る法律実務についての**基本的知識と技法**、さらに、法曹としての**職業意識と倫理観**を身に付けることを第一次的な目的としています(裁判官、検察官、弁護士に固有の知識や技法は、資格取得後に継続的な研修によって身に付けることが基本となります。)。現在のカリキュラムは、この目的が実現できるように長い間の経験を踏まえて編成されており、各教科ともその基本を理解させ、修得させることに主眼が置かれています。

とはいえ、法曹に必要な知識及び技能等を身に付けるのは、簡単なことではありません。単に与えられたものを消化するというのではなく、自らの頭で考え自ら行動するという積極的かつ能動的な取組が求められます。

◇進路について

司法修習を終えると、裁判官、検察官及び弁護士となる資格を取得します(裁判所法43条、検察庁法18条1項1号、弁護士法4条)が、司法修習では、そのいずれになることもできるようにカリキュラムが編成されています。また、法曹としての職務を遂行する上で、他の職業に対する正しい理解を持つことは必要不可欠です。どの職業を志すにかかわらず、司法修習で学ぶこと全てを身に付ける必要があります。

司法修習生は、修習中に、法曹三者の職務の実情を体験的に見聞しながら、自らにふさわしい進路を見付けることとなります。修習期間全体を通じて、いずれの職業が自分に合っているのかを十分に

検討した上で、進路の選択をすることが望まれます。

なお、修習中（司法修習生となる前も含む。）に、特定の法律事務所からいわゆる内定を得ていたとしても、内定を辞退して他の進路（他の職業や他の弁護士業務）を志すことは自由です。また、修習の全分野は、等しく法曹にとっての基礎的素養であり、将来志望する職種にかかわらず、また就職の内定の有無にかかわらず、全分野の修習に全力で取り組まなければなりません。

社会人としての司法修習生

司法修習生は、社会人としてのルール、マナーを守ることは当然ですが、将来法曹として責任のある立場に立つ者として、国民からは、単にルール、マナーを守るにとどまらず、率先して規範を守り、その範を示すことを期待されています。国民は、司法修習生について優れた社会人たるべき者として高い期待を持っているだけに、良識を欠く言動やマナーに対しては厳しい批判の目を向けており、近年はその傾向が顕著です。

マナーについては後述しますが、社会人として、いやしくも法の支配の担い手を志す司法修習生に対する国民の期待を裏切るような行動をとることのないよう肝に銘じてください。

また、司法修習が、司法研修所、裁判所、検察庁、弁護士会その他の関係機関等の多くの教官、指導担当者及び職員の努力や協力によって支えられていることを忘れず、これらの人々に対して感謝の気持ちをもって接するようにしてください。

司法修習生の身分等

司法修習生は、最高裁判所に採用され、司法研修所長から実務修習地の指定を受けます。規律その他の身分関係については、裁判所法、司法修習生に関する規則、司法研修所長通知「司法修習生の規律等について」等に定められており、この規則及び通知は司法修習ハンドブックに次のとおり記載されていますので、参照してください。

※司法修習ハンドブック参照表

- 裁判所法抜粋（8ページ）
- 司法修習生に関する規則（13ページ）
- 司法修習生の規律等について（23ページ）

司法修習生に対する監督

司法修習生は、その修習の全期間を通じて司法研修所長の統轄に服するとともに、実務修習期間中は、更にその配属地の地方裁判所長、検事正又は弁護士会長の監督を受けます（司法修習生に関する規則1条、8条。選択型実務修習につき「選択型実務修習の運用ガイドライン」第4）。

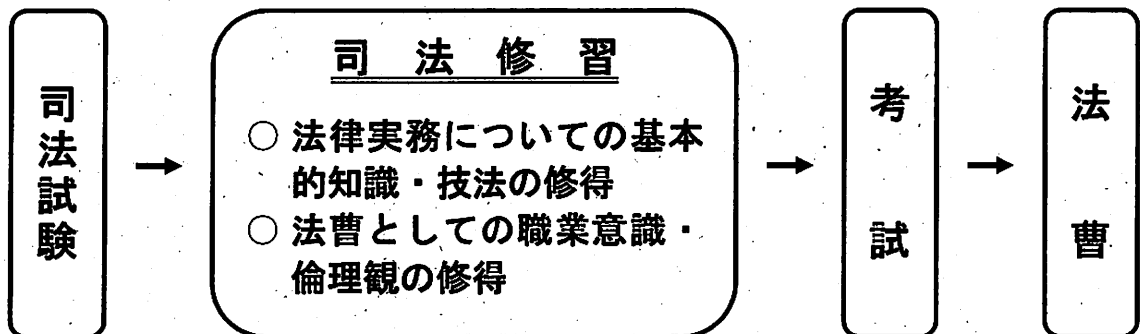
なお、司法修習生を統轄する司法研修所長は、最高裁判所長官の監督下にある（裁判所法56条2項）、実務修習庁会の長の監督権は、最高裁判所の委託に由来する（司法修習生に関する規則8条）ことから、監督権は、最終的には、司法修習生の任免権を有する最高裁判所に帰属することになります。

考試について

「考試」は、二回試験とも呼ばれており、法曹資格の取得に必要な国家試験として、最高裁判所長官を委員長とする司法修習生考試委員会によって行われるものです。司法研修所の卒業試験ではありません（裁判所法67条1項、司法修習生に関する規則12条）。

司法修習生考試委員会は、修習成績と考試の結果によって、合格、不合格を定めることとされています（司法修習生に関する規則16条）。

「不合格」と決定された場合は、裁判所法68条1項及び司法修習生に関する規則17条1項により罷免されることとなります。



修習生活におけるルール

司法修習生の義務等

司法修習生の義務等

- 修習専念義務
- 兼職・兼業の禁止
- 守秘義務

◇ 修習専念義務

司法修習生は、修習期間中、その全力を修習のために用いて、これに専念すべき義務があります（裁判所法67条2項）。

これは、司法修習が、法曹養成に必須の課程として、国が多大な人的、物的資源を投入して運営しているものであること（司法修習生に対しては修習に専念することを確保するための資金の一部として修習給付金も支給されます。）や、法律実務についての基本的な知識と技法や法曹としての職業意識と倫理観を定められた期間内に修得するためには、これに全力を投入してもらう必要があることなどから導かれるものです。このような観点から、司法修習生は、国民に対し、法の支配の立派な担い手となるよう修習に専念すべき義務を負うこととなります。

◇ 兼職・兼業の禁止

司法修習生は、修習専念義務を負うことから、「最高裁判所の許

可を受けなければ、公務員となり、又は他の職業に就き、若しくは財産上の利益を目的とする業務を行うことができない」（司法修習生に関する規則2条）とされ、また、それ以外の場合においても、

「司法研修所長の許可を受けなければ、学業その他の業務に就くことができない」（「司法修習生の規律等について」第7の2）とされています。したがって、兼職・兼業を行おうとする者は、必ず事前に許可を得る必要があります。

許可を得ない兼職・兼業は、後述の非違行為となりますので、注意してください。

◇守秘義務

司法修習生は、修習に当たって知り得た秘密を漏らしてはいけません（司法修習生に関する規則3条）。

司法修習生は、個人のプライバシーに深く関わる具体的な事件等を素材として、法律実務を学ぶことから、裁判官、検察官及び弁護士が守秘義務を負うのと同様に、当然に秘密を守らなければなりません。

特に、実務修習においては、実務修習地の裁判所、検察庁及び弁護士会でそれぞれ実際に具体的な事件を素材として修習しますから、当該事件等に関する秘密の保持には十分注意する必要があります。そのため、司法修習生ではない一般の人はもちろんのこと、たとえば他の司法修習生と話す場合（メーリングリスト、SNS等への投稿なども含む。）であっても、自分の話そうとすることが守秘義務に

反するものでないかを常に意識する必要があります。特に、一般の人に聞かれるような場所（例えば、エレベータや電車やバスの中など）で、事件関係のことを不用意に話すことがないように十分注意しなければなりません。

また、修習について外部に表現（雑誌投稿やウェブサイト、ブログへの掲載等）する場合は、具体的な事件等に関する秘密の保持を十全なものとするべきことはもとより、司法研修所教官や配属庁会の指導担当者が、実務の実際を修習するという教育上の配慮から、公にすることを前提としないで司法修習生に対して各種の指導をすることも多くあることも踏まえ、守秘義務に反するものでないかを十分に確認するとともに、前記の配慮を無にすることのないよう、表現には十分に注意を払ってください。

加えて、修習期間中は、事件記録や修習記録そのものについてはもちろんですが、これらに関する電子データについても、外部に流出しないようルールにのっとり厳重に管理しなければなりません（「司法修習生が取り扱う導入修習及び集合修習関連の情報等のセキュリティ対策について」、「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報等のセキュリティ対策について」、「司法修習生が取り扱う弁護修習関連の情報等のセキュリティに関するルール」（司法修習ハンドブック56～82ページ参照））。とりわけ、いわゆるファイル交換ソフトの利用、コンピュータ・ウイルスの感染やUSBメモリ等の紛失・盗難による情報の流出には、それ自体社会から厳しい目を向け

られており，絶対にこのようなことがないようにしなければなりません。

◇非違行為等

司法修習生には，社会人としてのルールを遵守することはもちろん，司法修習生として遵守すべき規律があります。したがって，前記の無許可の兼職・兼業や守秘義務違反があった場合には，非違行為として罷免，修習の停止又は戒告の処分や注意の措置を受けることがあることはもとより，交通違反や交通事故，修習の無断欠席，未承認の外国旅行，情報セキュリティ対策違反，セクシュアル・ハラスメント等の行為があった場合にも，同様の処分等を受けることがあります。

法の支配の担い手である法曹を目指す司法修習生の規律の保持については，国民の司法修習生に対する信頼と期待に応えられるよう，

いやしくも国民一般の非難を受けるようなことのないよう、一層気を引き締めてください。規律違反があった場合は、厳格に対処します。そうした事態が生じることがないように、皆さんが規律を厳守し、修習に専念することを期待します。

万が一、非違行為に該当するおそれのある行為をしたときは、直ちに司法研修所長（実務修習中にある場合は、その配属庁会の長）に報告しなければなりません。

欠席について

司法修習生には、休暇という概念がありません。これは、司法修習というものが労働の提供と本質的に異なっており、他人によって代替することができないことに由来するものです。このため、「土曜、日曜、祝日、12月29日から翌年1月3日まで」の日（「休日等」という。）以外の日に修習できない場合には、原則として、欠席として取り扱われることとなります。

◇出席を要する日の場合

カリキュラム上、出席を要するとされている日に出席しないときは、修習ができないものとして、欠席として取り扱われます。

◇自由研究日の場合

「自由研究日」は、司法研修所長又は配属庁会の長が、休日等以外の日について、司法修習生が出席及び具体的な修習課題を行うことを要しないものとして定めた日であり、病気その他この日に修習できない事情があるときを除いて欠席として取り扱われません。

自由研究日は、司法修習生の自主性を尊重して定められたものですから、自らの自覚と責任において修習の実を上げるために使うべき日であり、休暇ではありません。

なお、「自宅起案日」とは、指導担当者等が具体的な修習課題等を与え、司法修習生が当該日にその課題等を行うことを前提として、司法修習生が出席を要しないものとされる日をいい、当該課題等についての結果（起案等）を所定の日に提出する限り、自由研究日と

同様に扱われますが、当該修習日は課題等を行うための日であるので、旅行は認められません。

また、裁判所では、夏季期間に一定期間休廷することがありますが、司法修習生には前記のとおり休暇という概念はありませんので、実務修習期間中に配属裁判部が休廷期間に入ったとしても、その期間、司法修習生に休暇が与えられるということはありません。このことは、検察庁や弁護士会で実務修習を受ける場合や、12月29日から翌年1月3日までを除く年末年始の場合などでも同様です。

◇欠席と修習終了の関係

司法修習生がその修習を終了し、法曹資格を取得するためには、最高裁判所が定めた一定期間の修習を欠落なく終了すること及び考試に合格することが必要です（裁判所法67条1項）。したがって、1日でも欠席したときは、本来は、その理由を問わず、この修習期間に欠落を生じ、前者の要件を充足することができず、所定の修習期間で修習を終えることができないこととなります。

しかし、このとおりとすると、酷な事態が生ずることから、司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった所定の日数（45日以内）は、これを修習した期間とみなすこととしています（司法修習生に関する規則6条）。

したがって、正当な理由のある場合であっても、欠席の日数が所定の日数（45日以内）を超えた場合は、修習期間に欠落を生じることとなります。

◇欠席と成績の関係

正当な理由がある場合であっても、欠席日数が、各実務修習又は集合修習の修習単位のうち修習を要する日の2分の1を超えた場合、その修習単位の成績は、原則として「不可」となります（「司法修習生の規律等について」第5の11）。

◇欠席と正当な理由

修習を欠席する場合には、「欠席承認申請書」により、事前に承認を受けなければなりません。欠席は、「正当な理由」によるものでなければ承認されませんが、「正当な理由」の有無は、「一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律」18条及び19条の規定の趣旨を、司法修習生の地位、性質に適合する限度において参酌し、欠席を必要とする事由の程度と修習に影響を及ぼす支障の程度を比較衡量して、その都度司法研修所長又は配属庁会の長が判断することになります。

「正当な理由」があるとして欠席が承認される場合としては、以下のような場合があります。

- 1 司法修習生が、負傷又は疾病のため療養する必要があり、修習しないことがやむを得ないと認められる場合、その必要最小限度の期間に限り承認されます。
- 2 選挙権の行使等の場合で修習しないことがやむを得ないと認められるとき、司法修習生が出産予定である場合又は出産した場合、災害又は交通機関の事故等により出席することが著しく困難であると

認められる場合については、国家公務員の特別休暇の例により承認されます。

- 3 2に定める以外の特別の事由（特別の事由は、特別休暇の例によります。）又は欠席を必要とする事由がある場合は、当該事由により欠席を必要とする程度と、修習に及ぼす支障の程度とを個別に比較衡量し、修習に著しい支障がないと認められる場合に、欠席を必要とする最小限度の期間（欠席の事由が特別休暇の例による場合は、原則としてその期間を限度とする。）に限り、承認されます。

◇修習内容と欠席

前項3の事由の場合、以下のとおり、修習に及ぼす支障の程度は修習内容によって異なりますので、欠席を必要とする事由は同一であっても、その日に予定されている修習内容によって、欠席が承認されるか否かの判断が分かれることもあります。

- 1 選択型実務修習期間のうち、選択した全国プログラム及び個別修習プログラム等の修習の日の場合

これらの修習は修習期間が短いこと、自ら主体的に選択した修習プログラムであること、民間企業等外部機関が修習先になることがあることから、修習に及ぼす支障の程度は非常に大きいため、欠席を承認し得る場合はごく限られます。

- 2 司法研修所における導入修習及び集合修習の修習日並びに分野別実務修習のうち講義、見学その他の合同修習の日及び家庭裁判所における修習の日の場合

これらの日に行われる修習は代替性に乏しく、欠席すると司法修習生の修習に及ぼす支障が大きく、欠席を承認し得る場合は限られます。

- 3 実務修習のうち1及び2以外の修習の日の場合

他の日に修習することによってこれを補うことが可能である場合も少なくないことから、欠席を承認し得る場合は、1及び2の場合よりも広くなります。

◇欠席の具体例

参考のため、欠席を必要とする理由ごとの例を示します。

1 司法修習生が結婚する場合

結婚式、新婚旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため、修習をしないことがやむを得ないと認められる場合、結婚の日（社会的に結婚したと認められる日。一般的には結婚式の日や婚姻届の提出日等ですが、その日に司法修習生であることが必要です。）の5日前の日から結婚の日以後4か月を経過する日までの期間における連続する5暦日の範囲内の期間（土曜・日曜等出席を要しない休日も日数に含まれます。1回限りの取得で、分割することはできません。）で、欠席の承認を受けることができます。

ただし、前項1及び2の修習日については、あらかじめ修習の日程が明らかになっていること、結婚式や新婚旅行の日程は本人によって選択できることから、原則として認められません。

また、欠席の承認を受けることができる期間内に、年末年始やゴールデンウィークなど、長期の修習を要しない日程が含まれる場合は、当該日程を利用して旅行することが可能であるため、その前後の日程の新婚旅行を理由とする欠席は承認されないことがあります。

2 親族・友人等の結婚式への参列

前項1及び2の修習日については、原則として承認されませんが、前項3の修習日については、欠席が承認される場合があります。

3 司法修習生の出産について

司法修習生の出産前、出産後の欠席が認められる期間は、特別休暇の例と基本的に同様ですが、「司法修習生の規律等について」第5の11の定めには留意する必要があります。

4 親族等が死亡した場合

特別休暇の対象となる親族（配偶者、父母、子、祖父母、孫、兄弟姉妹、おじ又はおば、父母の配偶者又は配偶者の父母、子の配偶者又は配偶者の子、祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおばの配偶者）が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため、修習をしないことがやむを得ないと認められるときに欠席が承認されます。このほかに、いとこ、いとこの配偶者及びいとこの子についても、参列しないと社会的儀礼を欠く結果となる場合もあることから、欠席が承認される場合があります。

5 父母等を追悼する場合

父母の追悼のための特別な行事のため、修習をしないことがやむを得ないと認められる場合、特別休暇の例により欠席が承認されます。近親者についても、参列しないと社会的儀礼を欠く結果となる場合には、欠席が承認される場合があります。

6 親族を看病等する場合

子や配偶者、同居の親族の看病、看護、介護（以下「看病等」という。）であつて、他に看病等する者がいない場合や、近親者が危篤状態に陥っているなど、その病状等に照らしてこれに付き添うことが必要かつ社会的に相当と認められる場合、欠席が承認される場合があります。

7 健康診断

前項3の修習日に限り、年一、二回程度の健康診断受診（人間ドック等）のための欠席は承認されます。

8 官公署に対する届出、申請等について

前項1の修習日については承認されませんが、前項2の修習日のうち、司法研修所における導入修習、集合修習期間については、事情により欠席が承認される場合もあります（なお、運転免許試験の受験のための欠席は認められません。）。前項3の修習日については、原則として欠席が承認されますが、休日、修習時間外、郵送等による届出、申請等が可能である場合（運転免許の更新手続など）には、承認されません。

9 子の入学・入園試験、卒業・卒園式等への出席等

前項3の修習日については、欠席が承認されます。

前項1及び2の修習日についても、司法修習生の出席が必須である場合は欠席が承認されますが、父母の一方が出席すれば足りる場合に、他方配偶者が仕事を休みづらいつとの理由での欠席は承認されません。

10 親族や知人の案内、引越し、ボランティアのための欠席等

自由研究日を除き、欠席は承認されません。

11 弁護士事務所訪問等の就職活動について

弁護士事務所訪問等の就職活動を理由とする欠席は、導入修習期間中を除き、合計5日間まで承認されます。公務員試験及び資格試験の受験に関しても、就職活動の一環として欠席が承認されます。また、遠方での就職を予定している場合など、5日間を超える欠席が必要と認められるときは、合計7日間程度の欠席が承認される場合もあります。

◇承認を得ない欠席

欠席する場合は、「欠席承認申請書」により、事前に承認を得るのが原則です。緊急かつやむを得ない場合（急病等）には、事後に承認を得ることになりますが、この場合には、速やかに電話等により、その修習単位を担う修習事務担当者等への連絡が必要になります。すなわち、連絡があり、それが承認されるまでは無断欠席とし

て非違行為の対象にもなる状態になっていることに留意してください。

以上のとおり、遅刻や欠席の連絡は、単なるマナーの問題ではないことに注意してください。

欠席に正当な理由がないとして承認が得られなかった場合には、前記のとおり修習終了の要件である修習期間に欠落を生じることになります。また、承認を得られない欠席は、そのこと自体が規律違反として、非違行為となります。

◇修習の停止と欠席

司法修習生が、非違行為により修習の停止を命じられた場合、これにより修習することができなかった日は、欠席として取り扱われます（改めて欠席の承認を得る必要はありません。）。したがって、その他の正当な理由による欠席の日数と合わせた日数が所定の日数（45日以内）を超える場合は、修習期間に欠落を生じることになりますし、各実務修習又は集合修習の修習単位のうち修習を要する日の2分の1を超えた場合、その修習単位の成績は、原則として「不可」となります。

旅 行

◇外国旅行

司法修習生が、外国旅行をしようとするときは、あらかじめ、司法研修所長（実務修習中は配属庁会の長）の承認を受けなければなりません（「司法修習生の規律等について」第6の1）。

休日等とそれに接続する自由研究日（自宅起案日を除く。）を利用する場合には、9日以内の外国旅行であれば、認められます。この期間以外の実務修習期間中は、新婚旅行など、欠席の承認を得られる場合については、修習に著しい支障のない範囲で9日以内の外国旅行（土曜・日曜等出席を要しない休日も日数に含まれます。）が認められます。

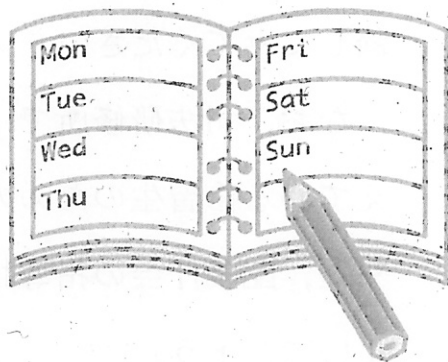
外国旅行は、要件が整っていれば、必ず承認されるというわけではなく、普段の修習で欠席が多い場合など、修習状況に照らし、相当でないと認められるときは、承認されない場合があります。また、修習開始から分野別実務修習の開始までなど、やむを得ない事情がない限り承認されない期間（別途定める。）もありますので、注意してください。

外国旅行を計画するに当たっては、万が一にも、修習日までに帰国することができないという事態が生じないように余裕を持った日程を組むことが大切です。また、承認を得るための申請書は、出発日の3週間前までに提出してください。提出が遅れると承認されないこともありますので、十分注意してください。

◇旅行と欠席

旅行日が、休日等以外の日（自由研究日を含む。）の外国旅行の場合には、外国旅行承認のほかに、欠席の承認を得る必要があります。国内旅行の場合でも、欠席の承認を得る必要はあります。

旅行のために修習に出席できない場合には、欠席とされ、旅行期間中に含まれる自由研究日も欠席とされます（「司法修習生の規律等について」第5の8）。これは、司法研修所であると配属庁会であるとを問わず、修習は定められた修習地で行われるべきものと予定されているので、その修習地を離れることにより、予定された修習の枠組みを外れることになるからです。ただし、旅行期間のうち、出発の日又は帰着の日が自由研究日である場合は、その日は欠席として取り扱われません。



健康管理

配属地及び司法研修所における修習生活は、今までと異なった生活環境であり、また、これから新たな修習生活を送る過程で、様々な問題や状況に出会うこともあります。健全で、快適な日々を過ごしていくためには、心身ともに健康であることが肝要です。

自分の健康管理は自分自身で行うことが基本ですから、十分な睡眠と休養を取り、適度の運動をし、過度の飲酒を避けるなど、日常的に自ら健康を維持し、増進する心構えが必要です。

また、修習生活を送る上でメンタルヘルスの問題にも留意する必要があります。司法研修所では司法修習期間中に専門家によるカウンセリングを行っていますので、悩みを自分独りで抱え込まずに相談してみてください。

なお、司法研修所では、誰に相談してよいか分からない悩みを抱えている修習生のための相談窓口を下記のとおり用意しています。また、配属庁会の指導担当者や司法研修所教官に相談してみるのもよいでしょう。

記

司法修習生相談窓口（企画第二課課長補佐）

電話 XXXXXXXXXX（直通）

郵便等の宛先 〒351-0194

埼玉県和光市南2丁目3番8号

司法研修所企画第二課 相談窓口

修習生活におけるマナー

将来法曹となるべき司法修習生に対しては、一般の社会人に求められる以上の良識的な行動が求められることは3ページで述べたとおりですが、円滑な修習生活を送る上で、司法修習生が守らなければならないルールや心掛けるべきマナーにも十分留意してください。

まず、実務修習において貸与される事件に関する記録は、再製が不可能なだけでなく、事件処理に欠かせない非常に重要なものであり、かつ、関係者のプライバシー等にわたる事項が記載されているものですから、その取扱いには十分に注意してください。裁判所や検察庁で事件に関する記録を使用する場合にも、指導担当者や記録の管理責任者である裁判所書記官等の指示に従ってください（記録の管理責任者は、必ずしも指導担当者とは限りません。）。司法修習生による記録の紛失等があった場合には、紛失した本人はもとより、記録の管理責任者等の責任も問われることとなりますから、そのようなことのないよう十分注意してください。

なお、事件に関する記録に限らず、貸与資料の紛失、破損又は汚損や各種提出物の提出期限徒過など、職員や事務担当者に無用な負担を掛けることがないように心掛けることが大切です。

配属庁会の指導担当者は、日常の多忙な業務の中、皆さんに少しでも良い法曹に育ってもらおうと日々努力しています。また、法曹である指導担当者だけでなく、修習事務担当者、裁判所書記官等の裁判所職員や検察事務官等の検察庁職員及び弁護士会職員等も同様

であって、それらの方々の存在や協力があつて初めて皆さんの円滑な修習が行われることを心してください。

このように修習生活を支える多くの方の努力に報いるためにも、これらの人々に対して感謝の気持ちをもって接すること（3ページ参照）は改めて言うまでもなく、修習に伴う配布物の配布や修習会場の設営など、修習事務担当者等に協力できる部分は率先して行うようにしてください。

また、将来法曹として活躍することが期待される皆さんの一挙手一投足には世間が注目していることも忘れてはなりません。一人の司法修習生の軽率な行動により司法修習生全体に対する信頼が損なわれることにもつながりかねません。例えば、他の乗客に対する迷惑を顧みずに電車やバスの中で大声で話す行為、歩道を横いっぱい広がって歩いて他の歩行者の妨げとなる行為に対して、近隣住民から毎年のように苦情が寄せられています。そのような苦情が後を絶たないのは誠に残念で、恥ずべきことです。

さらに、修習期間中は集団での行動が基本になりますから、集団生活としてのマナーの遵守を忘れず、お互いに快適に修習ができるよう心掛ける必要があります。例えば、庁舎構内や司法研修所の寮で騒ぐ行為、執務室や教室に設置してある共用物を私的に利用する行為など、他の職員や司法修習生の迷惑になるような自分勝手な行動は、厳に慎むようにしてください。